

日教給発第33号  
令和3年12月10日

日高市学校給食センター運営委員会委員長 様



日高市教育委員会教育長 中村 一夫

学校給食費の改定について（諮問）  
標記の件について、日高市学校給食センター条例（昭和46年条例第27号）第3条  
第2項の規定により、下記のとおり意見を求めます。

#### 記

##### 1 諮問事項 学校給食費の改定について

##### 2 諮問理由

本市では、平成20年12月の現行の給食費への改定以降、現在に至るまで改定を行っておりません。その間、消費税率の改定、食材価格の上昇、学校給食摂取基準の改正によるエネルギー等の摂取基準量の増加等があり、今後の学校給食の質の確保と安定的な提供に支障が出かねない状況となっております。また、学校給食の充実を図るため、おかずを1品増やすなど副食の見直しも行う予定です。

ついては、学校給食の質の向上と安定的な提供のため、適正な給食費の額について、貴委員会の意見を求めます。